



流山市監査委員告示第5号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市上下水道事業管理者及び流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和6年3月29日

流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

藤井 俊行

